

議 会 運 営 委 員 会

平成25年9月13日（金）

◎ 開 議 の 宣 告 （午前11時25分）

○委員長（小泉勇一） ただいまより議会運営委員会の会議を開きます。

出席委員数は7名であります。

本日の協議案件は、お配りしたとおりであります。

それでは、早速意見書の取りまとめから進めていきたいと思いを。

恒例によりまして各会派ごとの意向をお伺いをしたいと思います。

意見書案第1号について。

市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 否です。

○委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。

○委員（吉村俊幸） バツ。

○委員長（小泉勇一） 市民21さん。

○委員（国本一夫） 可です。

○委員長（小泉勇一） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可。

○委員長（小泉勇一） 2会派が否でありますので、上程しないことといたします。

続きまして、意見書案第2号。

新政クラブさん。

○委員（吉村俊幸） バツ。

○委員長（小泉勇一） 市民21さん。

○委員（国本一夫） 可。

○委員長（小泉勇一） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可。

○委員長（小泉勇一） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 否です。

○委員長（小泉勇一） 2会派が否でありますので、否といたします。

意見書案第3号について。

市民21さん。

○委員（国本一夫） 可です。

○委員長（小泉勇一） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可。

○委員長（小泉勇一） 市民クラブさん。

- 委員（阿部正明） 可です。
- 委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。
- 委員（吉村俊幸） 可。
- 委員長（小泉勇一） 全会派一致でございますので、上程することといたします。
意見書案第4号について。
公明党さん。
- 委員（大光 巖） 否。
- 委員長（小泉勇一） 市民クラブさん。
- 委員（阿部正明） 否です。
- 委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。
- 委員（吉村俊幸） バツ。
- 委員長（小泉勇一） 市民21さん。
- 委員（国本一夫） 可です。
- 委員長（小泉勇一） 3会派が否でございますので、上程しないことといたします。
意見書案第5号について。
市民クラブさん。
- 委員（阿部正明） 可です。
- 委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。
- 委員（吉村俊幸） バツです。
- 委員長（小泉勇一） 市民21さん。
- 委員（国本一夫） 可。
- 委員長（小泉勇一） 公明党さん。
- 委員（大光 巖） 可。
- 委員長（小泉勇一） 1会派のみ否でございますが、ほかの3会派が可でございますので、可といたします。
意見書案第6号について。
新政クラブさん。
- 委員（吉村俊幸） 可。
- 委員長（小泉勇一） 市民21さん。
- 委員（国本一夫） 可です。
- 委員長（小泉勇一） 公明党さん。
- 委員（大光 巖） 可。
- 委員長（小泉勇一） 市民クラブさん。
- 委員（阿部正明） 可です。
- 委員長（小泉勇一） 全会派一致でございますので、可といたします。
意見書案第7号について。

市民21さん。

○委員（国本一夫） 可。

○委員長（小泉勇一） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小泉勇一） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。

○委員（吉村俊幸） 可。

○委員長（小泉勇一） 全会派一致でございますので、上程することといたします。

意見書案については、意見書案第1号、2号、4号については上程しないことと決定いたします。

続きまして、2番目の質問席設置に係る議席の変更についてを議題といたします。

局長から説明を求めます。

○事務局長（村田 修） 質問席設置に係る議席（配置）の変更についてであります。議場の照明及び質問席設置工事にあわせた議員席の移動については既にご承認をいただいておりますが、工事が10月中旬から開始となり、11月いっぱい完成となりますので、第4回定例会においては新たな議席の配置となります。議場議席図（案）であります。書類番号2をお開き願いたいと思います。これは、現行の議席番号順によりこのような議席配置にしたいと思っておりますので、ご協議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりであります。

ご意見、質疑等ありましたら出していただきたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） なければ、この書類番号2番の変更案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） それでは、全会一致でこの変更案のとおり決定をいたします。

この次の定例会からは、こういう配置になりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、第2の議会の会議規則等の改正についてを議題といたします。

最初に、議長から経過の説明を求めます。

○議長（寺島 徹） これにつきまして経過のご報告をいたします。

かねてから各会派代表者会議におきまして議員の自治会長兼任に関する申し合わせ等についての協議を進めてまいりました。今月3日の本会議終了後行われました会派代表者会議におきまして、まず申し合わせは存続させるということでの協議は一致しておりましたが、今回現在自治会長を兼任している方に対して勧告書をどうするかと、それから先例集をどうするかというようなことで協議をいたしまして、最終的には各該当議員に対しては議長から注意をするということで議長に一任いただきましたので、議長から各該当議員には注意をするということで、今月10日の日に3議員に対しまして注意をいたしまして、今後の対応についてお願いをしたところであります。9月3日の

代表者会議におきまして、先例集に記載のことにつきまして皆さん方にお諮りしたところ、各会派会長の代表者会議で各会派賛成ということでございましたので、今回正式に議会運営委員会に出したという流れになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、各議員に対しましての通知等につきましては、この議会運営委員会が終了しましたら、各議員に対しまして議長名で若干の経過を含めた通知でさらに申し合わせ事項の確認をするということになっておりますので、つけ加えておきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（小泉勇一） 以上で経過の説明を終わりましたので、局長から先例集への追加掲載についての説明を求めます。

○事務局長（村田 修） それでは、書類番号3をお開き願ひたいと思ひます。先例集への追加掲載についてであります。第12章の規律の中に第3節として、議員の政治倫理として追加したいと考えております。

①、自治会長への就任について、今までは兼職ということでしたが、これについては自治会長への就任についてということにしております。

②、市内における弔電、祝電の打電について、この2点について自粛するというもので掲載しております。

また、あわせましてその理由を明確に掲載したところであります。この点についてご協議をお願いいたします。

○委員長（小泉勇一） ただいま議長からの経過説明、局長からの追加掲載についての説明のとおりであります。

質疑、ご意見等伺います。

○委員（国本一夫） 先例集に対しては、章の中でなく別枠で求めるということであれば我々も賛成なのですが、章の中に入れるということではちょっとそぐわないのではないかなというのがうちの会派の意見です。

○委員長（小泉勇一） ちょっともう少し。章の中ということは。

○委員（国本一夫） 別枠を設けてその他の項目で入れるのでしたら、こちらはそれはそれでやむなしだと思いますが、今の条例、規則の中で入れるということでは反対としております。

○委員長（小泉勇一） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時35分）

開 議 （午後 0時06分）

○委員長（小泉勇一） それでは、会議を再開いたします。

休憩中にいろいろ論議をいたしましたけれども、全会一致で提案のとおり先例集の一部を改正したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

改正案のとおり決定いたします。

第3番目の議長諮問事項については、議場の音響システム等のことでございますので、継続協議とすることといたしたいと思えます。

次回の委員会は、9月19日木曜日午後1時30分より開催したいと思えます。

ほかに、この際ですから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認め、これをもって議会運営委員会の会議を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 0時07分）